

建設機械施工管理技術検定合格証明書交付手続きのご案内（第二次検定合格者）

【合格証明書交付申請受付期間：令和5年8月1日～令和6年1月31日】

合格証明書の交付を希望する方は、次の「Ⅰ．注意事項」を確認のうえ、「Ⅱ．申請の手順」に従って交付申請してください。

Ⅰ．注意事項

- 合格証明書は、第一次検定（技士補）、第二次検定（技士）それぞれについて、交付を希望する検定合格者の方に交付します。
- 合格証明書の交付手続きは、第一次検定、第二次検定の合格通知書と合わせて送付される「技術検定合格証明書交付申請書」により行ってください。なお、第二次検定の合格証明書の交付申請にあたり、第一次検定の合格証明書は不要です。
- 交付には交付手数料が必要です。第一次検定、第二次検定の交付申請ごとに、それぞれ 2,200 円分の収入印紙が必要となります。
- 交付申請は、合格通知を受けた日から行うことができますが、合格証明書が届くまで申請から 2 ヶ月程度かかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 令和6年度以降に1級技術検定を受検する方で、2級技術検定の合格者であることを受検資格の要件とする方、および2級技術検定の合格種別について第二次検定（実技）の免除を受けようとする方は、2級技術検定第二次検定の合格証明書の写しが必要となります。

以上の注意事項をご了解いただいたうえで、合格証明書の交付を希望する方は、「Ⅱ．申請の手順」に従って合格証明書の交付申請を行ってください。

※ 合格証明書交付申請は、受検申込み時とは送付先が異なります。

送付先は、同封の交付申請書の最下段に記載しています。送付先を間違えないよう「Ⅱ．申請の手順」に従って申請してください。

Ⅱ．申請の手順

※ 合格通知書は切り離して、右側の合格証明書交付申請書のみ送付してください。

1. 技術検定合格証明書交付申請書の記入にあたっては、国土交通省関東地方整備局ホームページの建設機械技術検定のページに記載例がありますので参考にしてください。

<ホームページへのアクセス>

- ・ 検索キーワード：インターネット検索サイトで、検索欄に「関東地方整備局 建設機械技術検定」を入力
- ・ URL、QRコード：<https://www.ktr.mlit.go.jp/sinsei/sinsei00000006.html>



2. 「技術検定合格証明書交付申請書」の「申請年月日」を正確に記入してください。
「申請年月日」は、この申請書を送付しようとする日付（西暦、和暦のどちらも可）を記入してください。
3. 交付申請書の赤枠欄は、受検申込時に受検者から提出された情報及び試験結果に基づき記載しています。合格証明書用写真とともに内容を確認のうえ、修正の必要があれば、以下の①から⑥により変更・訂正を行ってください。
 - ① 氏名、(1)本籍、(3)生年月日、申請者連絡先電話番号について記載内容に誤りがないか確認し、変更や訂正がある場合は赤字で修正してください。なお、「氏名」は印刷の印字数の制限により20文字までの記載としています。氏名が21文字以上の方は、赤枠下の「フルネーム（長名者のみ記入）」の欄にフルネームを正確に記入してください。また、申請者連絡先電話番号は申請者と常時連絡を取ることができる電話番号としてください。
 - ② 氏名、本籍、生年月日を、受検時から合格証明書の交付申請時までの間に変更された場合は、戸籍謄本又は抄本（変更事項が記載され、有効期限内のもの）のいずれかを、交付申請書に同封し申請してください。
 - ③ 住民票に記載された旧氏（旧姓）については、合格証明書の氏名に併記することができます（任意）。交付申請書に記載されていない旧氏を併記する場合は旧氏をカッコ書きで朱書き追記し、旧氏の記載された住民票の写し（原本）を同封してください。

交付申請書に記載された通称の併記を希望しない場合は、二重線で通称名を消してください。

- ④ (2)住所は、受検申請時に記入いただいた郵便物送付先住所を記載しています。記載に誤りがある場合や合格証明書の送付先を変更する場合は、申請書の下段にある「※変更後の住所」の欄に、訂正又は変更する住所を正確に記載してください。
 - ⑤ (4)技術検定の種目等は、合格通知書の内容と同じです。通知内容に疑義がある場合は、一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部にお問い合わせください。
 - ⑥ 合格証明書用写真は、申込時に提出され受検時に本人確認を行ったときの写真です。万一、本人以外の写真が添付されている場合は、一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部にご連絡ください。
4. 申請書右側の「収入印紙貼付欄」に、交付手数料として「収入印紙(2,200円分)」を貼付してください。枠からはみ出さないように注意し、郵送中に剥離しないようしっかりと貼付してください。また、収入印紙以外のものは絶対に貼付しないでください。(郵便切手や、都道府県発行の収入証紙等を貼付する事例があります。)
5. 上記までにより、必要事項の記載、内容確認、変更・訂正及び収入印紙の貼付を終えた交付申請書を、添付書類(3. ②の該当者のみ)とともに、以下の①から④により送付してください。
- ① 封筒の表面のよく見える位置に、「合格証明書交付申請書在中」と赤字で、その下に「受検番号」を記載してください。
 - ② 交付申請書は、申請 1 件ごとに送付してください。第一次検定と第二次検定の交付申請書を同封したり、複数の合格者の交付申請書を同封した場合は、書類の確認のため、国土交通省の担当より問い合わせることがあります。
 - ③ 交付申請書は「簡易書留」で送付してください。他の方法で送付した場合、送付時の事故に対応できない場合があるほか、合格証明書の交付までの期間が通常より大幅に長くなる場合があります。
 - ④ 申請書の送付先は、技術検定合格証明書交付申請書の最下段に記載した「※合格証明書交付申請書の送付先」となります。必ず指定された送付先へお送りください。

Ⅲ. その他

- ① 合格通知書の再発行はできません。合格証明書が交付されるまで大切に保管してください。
- ② 交付手続きは、申請書の受付順に行います。ただし、書類に不備がある場合は手続き順が変わる場合があります。
- ③ この案内について不明な点がある場合は、「Ⅳ. 合格証明書の交付に関する問合せ先等」へご連絡ください。
- ④ 合格証明書は簡易書留で送付します。不在で受け取れなかった場合は、保管期間内に再配達指示を行ってください。
- ⑤ 申請書類の受付処理の状況についてのお問い合わせにはお答えできません。
合格証明書の交付状況については、前述 1.の国土交通省関東地方整備局ホームページの建設機械技術検定のページに掲載する予定です。

Ⅳ. 合格証明書の交付に関する問合せ先等

交付申請受付期間（～令和6年1月31日）の申請書送付先及び問合せ先

株式会社 アクセス 合格証明書交付担当 ※国土交通省より委託を受けた業者です。

〒338-0002

さいたま市中央区下落合1031-6 井筒屋ビル2A

TEL 048-829-7234 (平日 9:30 ~ 17:00 ただし 12:00 ~ 13:00 は除く)

交付申請受付期間を過ぎて（令和6年2月1日～）の申請書送付先及び問合せ先

国土交通省 関東地方整備局 企画部 施工企画課 合格証交付窓口

〒330-9724

さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

TEL 048-601-3151 (代表) (平日 9:15 ~ 18:00 ただし 12:00 ~ 13:00 は除く)

※「建設機械施工管理技術検定の合格証明書交付について」と申し出てください。

* 合格通知書の内容や試験に関しては、試験実施機関である一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部あてに電話でお問合せください。TEL 03-3433-1575 (平日 9:30~17:30 ただし 12:00~13:00 は除く)